

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																																																
<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～45 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>45-2 下部端末回線</td> <td>端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>45-3～97-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>97-3 特別收容ルータ</td> <td>收容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの</td> </tr> <tr> <td>98～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所)</p> <p>第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(1)-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)-4 <u>き線点近傍の電柱等に設置される端子盤</u></td> <td><u>当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ</u></td> </tr> <tr> <td>(2)～(2)-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3 <u>ISM交換機の端末回線側</u></td> <td><u>ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用 (番号情報データベース登録)</p> <p>第97条の2 当社は、協定事業者から請求があったときは、協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により契約者の番号情報（「個人情報の保護に関する法律（平</p>	用語	意味	1～45 (略)	(略)	45-2 下部端末回線	端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）	45-3～97-2 (略)	(略)	97-3 特別收容ルータ	收容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの	98～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの	標準的な接続箇所	内容	(1)～(1)-3 (略)	(略)	(1)-4 <u>き線点近傍の電柱等に設置される端子盤</u>	<u>当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ</u>	(2)～(2)-2 (略)	(略)	(2)-3 <u>ISM交換機の端末回線側</u>	<u>ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ</u>	<p>第1章 総則 (用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～45 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>45-2 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45-3～97-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>97-3 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>98～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所)</p> <p>第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準的な接続箇所</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(1)-3 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(1)-4 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2)～(2)-2 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2)-3 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第15章 協定事業者の契約者の契約者回線番号等の電話帳掲載及び番号案内並びに番号情報データベース登録及び番号情報データベース利用 (番号情報データベース登録)</p> <p>第97条の2 当社は、協定事業者から請求があったときは、協定事業者が、登録する契約者情報の取扱いにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守せず、又は遵守しないおそれがある場合を除き、当社の番号情報データベースに電気通信回線設備による接続又は磁気媒体により契約者の番号情報（「個人情報の保護に関する法律（平</p>	用語	意味	1～45 (略)	(略)	45-2 削除		45-3～97-2 (略)	(略)	97-3 削除		98～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの	標準的な接続箇所	内容	(1)～(1)-3 (略)	(略)	(1)-4 削除		(2)～(2)-2 (略)	(略)	(2)-3 削除	
用語	意味																																																
1～45 (略)	(略)																																																
45-2 下部端末回線	端末回線（アナログ信号用の電話回線と同等のものであって、光信号により伝送を行う区間を含まないものに限ります。）のうち、端末設備等とき線点近傍の電柱等に他事業者が設置する端子盤との間の部分（電話重畳しないものに限ります。）																																																
45-3～97-2 (略)	(略)																																																
97-3 特別收容ルータ	收容局ルータであって、SIPサーバと連携してセッション制御を行う機能及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスを識別する機能を有しないもの																																																
98～99 (略)	(略)																																																
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域をまたがるもの																																																
標準的な接続箇所	内容																																																
(1)～(1)-3 (略)	(略)																																																
(1)-4 <u>き線点近傍の電柱等に設置される端子盤</u>	<u>当社の下部端末回線と接続するために他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の当社側コネクタ</u>																																																
(2)～(2)-2 (略)	(略)																																																
(2)-3 <u>ISM交換機の端末回線側</u>	<u>ISM交換機に收容する端末回線に接続する他事業者の電気通信設備（別表1に規定するISM折返し機能を提供するISM交換機を設置する通信用建物に設置するものに限ります。）の当社側コネクタ</u>																																																
用語	意味																																																
1～45 (略)	(略)																																																
45-2 削除																																																	
45-3～97-2 (略)	(略)																																																
97-3 削除																																																	
98～99 (略)	(略)																																																
99-2 IP通信網県間区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項第1号イ又はロに規定する都道府県の区域（イに規定する都道府県の区域については以下「東日本」、ウに規定する府県の区域については以下「西日本」といいます。）をまたがるもの																																																
標準的な接続箇所	内容																																																
(1)～(1)-3 (略)	(略)																																																
(1)-4 削除																																																	
(2)～(2)-2 (略)	(略)																																																
(2)-3 削除																																																	

成 15 年法律第 57 号)」等の法令及び「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年 8月31日総務省告示第695号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に遵い、電話帳掲載又は番号案内に必要な範囲で当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）の登録（新規登録、登録内容の変更又は削除を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

ただし、協定事業者は、電気通信回線設備による接続又は磁気媒体に代えて、書面により、契約者の番号情報の登録を請求することができます。

成 15 年法律第 57 号)」等の法令及び「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和 4年 3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第 4号）」（以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。）に遵い、電話帳掲載又は番号案内に必要な範囲で当社が別に定めるものに限り、以下同じとします。）の登録（新規登録、登録内容の変更又は削除を含みます。以下この条において同じとします。）を行います。

ただし、協定事業者は、電気通信回線設備による接続又は磁気媒体に代えて、書面により、契約者の番号情報の登録を請求することができます。

附 則（平成30年6月15日西設相制第2号）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2-13第3欄工欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ATMインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1ポート ごとに月 額	62,860円	—

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用しているルーティング伝送機能（2-13第1欄才欄に係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第5条（標準的な接続箇所） 第1項の表中第8欄のうち 特別収容局ルータで接続 し、IP通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	ISDN一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1ポート ごとに月 額	6,476円	—

附 則（平成30年6月15日日西設相制第2号）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

附 則（令和元年6月25日西設相制第6号）  
（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

1～2 （略）

附 則（令和6年3月21日相制第155500000195号）  
（実施時期）

1 この改正規定は令和6年3月21日から実施し、この改正規定のうち、第65条（定額制の網使用料の支払義務）第1項、第68条（手続費の支払義務）第1項第18号、第74条の2（網使用料の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）、第98条の2（工事費及び手続費等の遡及適用）、料金表に定める接続料、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）(8)－3欄、2（料金額）2－2（端末系交換機能）第3欄、料金表第1表第2（手続費）1（適用）第4欄及び2（手続費の額）2－1（手続費）第14欄、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（令和3年6月2日西設相制第000216号）第3項並びに本附則第2項から第4項については、令和6年4月1日から実施します。また、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2－1（手続費）第2欄ア（7）欄のうち区分の規定に係る変更については、認可を受けた後、令和6年1月1日に遡って適用することとし、当該手続費に係る令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間における原価の実績値については、令和7年度に適用する当該手続費に係る調整額の算定に含めるものとします。



技術的条件集

通則

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使  
用します。

用語	意味
(1) ~ (106) (略)	(略)
(107) <u>き線点近傍の電柱等の端子盤接続</u>	<u>下部端末回線と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所</u> <u>に定める他事業者がき線点近傍の電柱等に設置する端子盤の</u> <u>当社側端子において接続する形態</u>
(108) <u>き線点近傍の電柱等の端子盤接続</u> <u>インタフェース</u>	<u>協定事業者がき線点近傍の電柱等に設置される端子盤におい</u> <u>て接続する時に適用するインタフェース種別</u>

(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件と  
の関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) ~ (1) - 3 (略)	(略)
(1) - 4 <u>き線点近傍の電柱等の端子盤</u>	<u>技術的条件集第2章第4節の5に規定するところによります。</u>
(2) ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 <u>I S M交</u> <u>換機の端末回線側</u>	<u>技術的条件集第2章第22節に規定するところによります。</u>
(略)	(略)

(略)

第4節の5 形態1-8

(網構成)

技術的条件集

通則

第1章 通則

(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使  
用します。

用語	意味
(1) ~ (106) (略)	(略)
(107) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(108) <u>削除</u>	<u>削除</u>

(略)

(標準的な接続箇所と技術的条件)

第2条 本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件と  
の関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
(1) ~ (1) - 3 (略)	(略)
(1) - 4 <u>削除</u>	<u>削除</u>
(2) ~ (2) - 2 (略)	(略)
(2) - 3 <u>削除</u>	<u>削除</u>
(略)	(略)

(略)

第4節の5 形態1-8 削除

第 16 条の 11 当社の端末回線と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(インタフェース仕様)

第 16 条の 12 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 24.10 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 16 条の 13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

## 第 22 節 形態 1 0

(網構成)

第 98 条 I S M 交換機と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(接続方式)

第 99 条 分類 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 2 項 (1) の規定を準用します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の総合デジタル通信サービス契約約款 (第 1 種総合デジタル通信サービス又は第 2 種総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。) に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の総合デジタル通信サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

## 第 27 節 形態 1 5

(網構成)

## 第 22 節 形態 1 0 削除

## 第 27 節 形態 1 5

(網構成)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1 又は 27.3 のいずれか 1 つのとおりとします。

(略)

別表 2

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
優先接続機能 [電話会社選択(マライン)、電話会社固定(マラインプラス)]	1. 発信種別 2、発信種別 3 への発信時に本機能を利用可能とする。

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

(略)

(3) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)
優先接続機能 [電話会社選択(マライン)、電話会社固定(マラインプラス)]	1. 発信種別 2、発信種別 3 への発信時に本機能を利用可能とする。

(略)

技術的条件別表 24.10

DSL インタフェース仕様 (FTTR インタフェース)

(略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は技術的条件集別表 27.1 のとおりとします。

(略)

別表 2

1. 電話サービスの利用条件

(略)

(2) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

(略)

(3) 付加機能の利用条件

(略)

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
(略)	(略)

(略)

技術的条件別表 24.10 削除

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル
2	コネクタ	当社と直接協定事業者の間で別途協議の上、決定する

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

- JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)
- JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)
- IETF RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)
- IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)
- IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)
- IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layerspecifications 1998 Edition)
- IEEEstd 802.3ae-2002 (IEEE Standard for Information technology--Telecommunications and information exchange between systems--Local and metropolitan area networks--Specific requirements--Part 3: Carrier Sense Multiple Access with Collision Detection (CSMA/CD) Access Method and Physical Layer Specifications--Amendment:Media Access Control (MAC)Parameters,Physical Layer and Management Parameters for 10

技術的条件集別表 2 6 . 5

I P 通信網 ISP 接続用ルータ接続インタフェース仕様  
(IPv6 IPoE 方式)

[参照規格一覧]

- JIS C5973 (F04 形単心光ファイバコネクタ 1998.5.20)
- JIS C6835 (石英系シングルモード光ファイバ素線 1991)
- IETF RFC2460 (Internet Protocol, Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2461 (Neighbor Discovery for IP Version 6 (IPv6) 1998.12)
- IETF RFC2463 (Internet Control Message Protocol (ICMPv6) for the Internet Protocol Version 6 (IPv6) Specification 1998.12)
- IETF RFC2545 (Use of BGP-4 Multiprotocol Extensions for IPv6 Inter-Domain Routing 1999.3)
- IETF RFC2858 (Multiprotocol Extensions for BGP-4 2000.6)
- IEEE Std 802.3 (Information technology-Telecommunications and information exchange between systems-Local and metropolitan area networks-Specific requirements-Part3:Carrier sense multiple access with collision detection(CSMA/CD) access method and physical layerspecifications 1998 Edition)
- IEC 61754-20(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)
- IEEE Std 802.3ba-2010 (IEEE Standard for Information technology-- Local and metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s Operation)

Gb/s Operation

IEC 61754-20 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Fibre optic connector interfaces - Part 20: Type LC connector family)

IEEE Std 802.3ba-2010 (IEEE Standard for Information technology-- Local and metropolitan area networks-- Specific requirements-- Part 3: CSMA/CD Access Method and Physical Layer Specifications Amendment 4: Media Access Control Parameters, Physical Layers, and Management Parameters for 40 Gb/s and 100 Gb/s Operation)

IETF RFC2474 (Definition of the Differentiated Services Field (DS Field) in the IPv4 and IPv6 Headers 1998.12)

1. インタフェース規定点  
(略)

2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様

2. 1 10GBASE-LRインタフェースにて接続する場合

2. 1. 1 物理層 (レイヤ1) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause49, 51, 52 準拠

コネクタ仕様 IEC 61754-20、JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A 準拠

2. 1. 2 データリンク層 (レイヤ2) 仕様

IEEE Std 802.3ae Clause4 準拠

2. 1. 2. 1 論理的条件フレーム構成

IEEE Std 802.3 Clause3 準拠

ただし、タイプ/フレーム長フィールドにフレーム長を指定した場合は、転送を保証できない場合があります。

2. 1. 2. 2 物理アドレス解決方法

IETF RFC2461 準拠

2. 2 100GBASE-LR4インタフェースにて接続する場合  
(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様  
(略)

IETF RFC2474 (Definition of the Differentiated Services Field (DS Field) in the IPv4 and IPv6 Headers 1998.12)

1. インタフェース規定点  
(略)

2. 下位層 (レイヤ1～2) 仕様

2. 1 削除

2. 2 100GBASE-LR4インタフェースにて接続する場合  
(略)

3. ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様  
(略)

技術的条件集別表 27.3

IP通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様  
(ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェース)

[参照規格一覧]

ISO/IEC 10173 (Information technology - Telecommunications and information exchange between systems - Interface connector and contact assignments for ISDN primary rate access connector located at reference points S and T Second edition 1998.12.15)

TTC JT-I411 (ISDN ユーザ網インタフェース規定点及びインタフェース構造 1990.11.28)

TTC JT-I431 (ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェース レイヤ1仕様 1997.4.23)

TTC JT-Q921 (ISDNユーザ・網インタフェース レイヤ2仕様 第5版 1998.11.26)

TTC JT-Q931 (ISDNユーザ・網インタフェース レイヤ3仕様 第8版 1998.11.26)

IETF RFC791 (Internet Protocol 1981.9)

1. インタフェース規定点

TTC JT-I411で定義される一次群速度ユーザ・網インタフェース構造における、T参照点とする。

2. プロトコルスタック

プロトコル構成は、ISDN呼制御フェーズとIP制御フェーズに分かれており、以下のような階層構成となる。

レイヤ		プロトコル	
3	ネットワーク	<u>ISDN一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ3仕様</u>	<u>IP</u>
2	データリンク	<u>ISDN一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ2仕様</u>	<u>PPP</u>
1	物理	<u>ISDN一次群速度ユーザ網インタフェースレイヤ1仕様</u>	
		<u>ISDN呼制御フェーズ</u>	<u>IP制御フェーズ</u>

3. ISDN呼制御フェーズ

3.1 物理層 (レイヤ1) 仕様

TTC JT-I431 準拠

技術的条件集別表 27.3 削除

接続コネクタ等 ISO/IEC 10173 準拠  
適応ケーブル 平衡対ケーブル  
接続構成 ポイント・ポイント

3. 2 データリンク層 (レイヤ2) 仕様  
TTC JT-Q921 準拠

3. 3 ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様  
TTC JT-Q931 準拠

伝達能力 回線交換モード 64kbit/s 非制限デジタル  
なお、IP通信網の収容局ルータは、発呼動作は行わない。

#### 4. IP制御フェーズ

4. 1 データリンク層 (レイヤ2) 仕様  
技術的条件集 別表 27. 1 2. 4を参照する。

4. 2 ネットワーク層 (レイヤ3) 仕様  
IP IETF RFC791 準拠

#### 5. IP通信網収容装置の1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値 について

IP通信網収容装置の1ポートへ同時に収容可能なPPPセッション数の上限値につい  
ては23とする。

技術的条件集別表 38

中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様

【参照規格一覧】  
(略)

5. 保守運用  
(略)

5. 4 QoS  
LAN型通信網内では、PCP フィールドに基づいた4クラス (SH, H, M, L) の優先制御を行  
う。表5-3にPCP フィールドとクラスを対応させた一例を示す。

技技術的条件集別表 38

中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様

【参照規格一覧】  
(略)

5. 保守運用  
(略)

5. 4 QoS  
LAN型通信網内では、PCP およびVID フィールドに基づいた優先制御を行う。表5-3に  
PCP フィールドとクラスを対応させた一例を示す。

表5-3 TCIのPCP値と優先度(SH, H, M, L)の変換例

当社のLAN型通信網 → 直接協定事業者の網	直接協定事業者の網 → 当社のLAN型通信網
[優先クラス] → [PCP値] SH → 7 H → 4 M → 2 L → 0	[PCP値] → [優先クラス] 7, 6, 5 → SH 4, 3 → H 2, 1 → M 0 → L

なお、本別表では、VLANタグ内のDEIフィールドの利用方法に関して規定しない。

【付属資料a】  
(略)

表5-3 TCIのPCP値と優先度(SH, H, M, L)の変換例

当社のLAN型通信網 → 直接協定事業者の網	直接協定事業者の網 → 当社のLAN型通信網
[優先クラス] → [PCP値] SH → 7 H → 4 M → 2 L → 0	[PCP値] → [優先クラス] 7, 6, 5 → SH 4, 3 → H 2, 1 → M 0 → L

なお、本別表では、VLANタグ内のDEIフィールドの利用方法に関して規定しない。

【付属資料a】  
(略)